

令和 3 年度第 1 回滋賀県障害者施策推進協議会における委員意見概要

各委員から条例の形について意見を出した結果、出席委員 13 名のうち、立場を表明された委員では、一体型が 6 名、別立型は 1 名、障害別に条例を制定すべきという意見が 1 名でした。

委員名	立場	意見
A	一体型	・ろう者以外も情報コミュニケーションで困難を抱えており、手話言語条例と情報コミュニケーション条例を一体化した条例が望ましいが、手話言語を特別扱いする内容には賛成できない。
B	一体型	・具体的な施策を作るのであれば、情報コミュニケーション条例一本下さい。
C	一体型	・障害ごとに条例を作るとなると何十もの条例制定が必要になる。 ・総括で一本化し、各論でそれぞれの障害に関する事を定めるのがよい。
D	一体型	・知的障害者も情報コミュニケーションに困難が生じている。 ・まずは大まかな一体型で条例を作り、3年後の見直しを定めて、後に変えていくのがよい。 ・議論は尽くされているので、協議会では結論を下すべきである。
E	一体型	・すべての障害について条例に落とし込むことは難しい。 ・一体型は、共生社会づくり条例の理念、誰一人取り残さないという考えに合致する。
F	一体型	・各障害を総括で一本化したものを作り、各論でそれぞれの障害に関する事を定めるのがよい（C 委員に賛成）。
G	別立型	・ろうあ者には音声言語中心の社会から取り残された差別の歴史があり、署名も提出している。 ・手話言語条例は普及だけではなく、ろう児・難聴児の手話言語獲得等の支援、手話言語の調査研究、手話通訳者の健康に対する取組を進めるために必要である。 ・青森県を参考に、手話言語条例と情報コミュニケーション条例のそれについて専門部会を設置して進めていくのがよい。
H	障害別	・手話言語条例制定の流れはろうあ協会の運動があつてこそ。ろうあ協会が運動の成果として、条例を今後の武器にできるようにするべきである。 ・ろうあ者以外の障害者については、それぞれの条例を別々で作ることにより対応すべきである。
I	—	・知的障害者にとってもわかりやすい条例になることを望む。
J	—	・県民に、相手のことをちゃんと理解しよう、わかりあおうという気持ちを持ってもらえるような条例になることを望む。

（意見表明なし 3 名）